移転補償跡地(行政財産)の利用を希望される方へ

大阪航空局 空港部 補償課

〇 手続案内

国土交通省大阪航空局では、福岡空港周辺に所有する国有地(移転補償跡地)について、管理及び事業等に支障のない範囲で、臨時駐車場、資材置場、展覧会などの一時的な使用について、有償による利用希望者を下記条件により募集を行います。

希望される方は、下記の点にご留意のうえ要望されますようよろしくお願いします。

○ 応募資格

- (1)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
- (破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2)会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。(4)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8)暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9)応募資格の(3)から(8)については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。

○ 選定方法

- (1)要望内容を審査し、利用可能な場合は公募となります。
- (2)応募の際は、公募の各条項を承知の上、要望書・誓約書を提出して下さい。
- (3)応募者が複数名の場合は、抽選となる場合があります。
- (4)使用許可申請者に選定された場合でも、警察への照会の結果、上記応募資格(3)~(7)の要件を満たさないことが判明した場合、又財務省協議の結果、不同意となった場合、使用許可できません。

○ 使用許可条件

- (1)使用許可期間は、原則として1年以内とします。ただし、使用許可の始期が年度途中の場合は、当該年度末までとなり、また、国有地の管理形態が行政財産から普通財産となった場合は、使用許可の取消を行います(使用許可の取消時期については別途通知します。)。
- (2)使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3)この物件を公用・公共用として利用の必要のない場合に限り、使用許可の始期から5年を限度に更新が可能です。 ただし、国有地の管理形態が行政財産から普通財産となった場合、公用、公共用としての利用の必要性に関係無く、 使用許可の取消を行い、5年限度の更新は行いません。(国有地の返還時期については、別途通知します。)
- (4)5年を超える期間の要望が有る場合は、期間満了時に再公募により使用許可申請者を決定します。
- (5)プレハブなどの簡易なもの(詳細は当局基準に基づく)を除き、堅固な建物、構築物は設置できません。 (容易に原状回復ができる状態におくことを原則とする)
- (6)その他使用許可上の注意は、「国有財産使用許可書」(PDF:138KB)の内容を参照してください。
- (7)上記の条件に違背したとき及び国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消し、変更をする場合があります。

○ 使用料について

- (1)実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと、鑑定評価等により使用料を算定いたします。
- (2)使用料については、減額措置等ありませんのでご注意ください。
- (3)使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

- 以下に該当する事項がある場合は許可しない。
- ○国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合
- ○行政財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合
- ①産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
- ②国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
- ③営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
- ④振動・騒音・悪臭の著しいもの。
- ○行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合
 - ①公序良俗に反し、社会通念上不適当である。
- ②特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2項に規定する暴力団の事務 所その他これに類するものの用に供しようとすること。
- ④上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。
- ○その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあると判断した場合
- ①第3種区域内に存在する事業者への使用許可により、当該事業者の事業拡大等を助長し移転を妨げるおそれがある。
- ②住宅用の駐車場、倉庫等としての使用許可により、住宅建設を助長し、新たな騒音による障害が発生するおそれがある。

○問合せ先

〒812−0005

福岡県福岡市博多区上臼井字屋敷295

国土交通省 大阪航空局 福岡空港事務所 環境・地域振興課

Tel 092-621-3103